



平成24年11月5日

各 位

会 社 名 株式会社TKC  
代表者名 代表取締役社長 角 一幸  
(コード番号9746 東証第1部)  
問合せ先 代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁  
経営管理本部長  
(TEL 03-3235-5511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年11月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年12月21日開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を4年とするものであります。

#### 2. 定款の変更内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日は、平成24年12月21日（金）を予定しております。

以上

## 定款変更案

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p><b>第30条（選任方法）</b> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 （新設）  （新設）</p> <p><b>第31条（任期）</b> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（現行どおり） （現行どおり）</p> <p><u>③会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>